

04年3月31日大阪地裁第6回公判
証人法廷での原告側証人陳述書

証人 元高槻南高校教務主任

1. 証人の地位、本件廃校処分との関係

1997年度から高槻南高等学校教諭（数学科）、1998年度から校務分掌は教務部に所属。2000年度から2002年度まで教務主任を務める。また、1999年度から2001年度まで教育課程委員会責任者として、2003年度入学生から実施される新しい高等学校学習指導要領に基づく高槻南高等学校の新教育課程の検討に関わる。

2001年度は大阪府立高等学校教職員組合（府高教）高槻南分会 分会長として、また2001年8月30日以降2001年度末まで「高槻南高校の廃校に反対する会」事務局として、PTAや生徒会の活動を励まし、廃校に反対する運動を行った。

2000年度から現在に至るまで体操部顧問として、生徒の自主的な部活動が活発に行えるよう努力している。

2. 「全日制府立高等学校特色づくり・再編整備第1期実施計画 第3年次対象校（案）」における対象校選定理由について

2001年8月30日「全日制府立高等学校特色づくり・再編整備第1期実施計画 第3年次対象校（案）」が、高槻南高校の生徒・保護者、教職員、同窓生、高槻市および地域の住民など関係者の意見を一切聴取することもなく突然発表された。それによると、「第2学区では高槻南高校と島上高校を統合整備し全日制普通科の単位制高校をつくる」というものであった。その理由は次のように書かれている。

（府教育委員会資料）

(2) 統合整備による特色づくり対象校の選定理由

第2学区

- ・ 第2学区では、学校の小規模化が進む高槻市において統合整備を実施する。
- ・ 高槻市内において、特色づくりへの取り組み実績、特色ある学校の地域バランス、志願状況、地域的な近接生、交通の利便性、施設状況等の客観的条件を総合的に判断して、島上高校と高槻南高校を統合整備の対象とする。
- ・ 島上高校は、総合的な学習の時間を先行的に開設し、福祉などの体験学習を実施するとともに、多くの自由選択科目を取り入れるなど、生徒一人ひとりの意欲を引き出し、興味・関心、能力・適性、進路希望等に対応したきめ細かな指導の充実に取り組んでいる。
- ・ 高槻南高校は、短期留学生の交換を行うなど国際理解教育を推進するとともに、わかる授業の実践を通して生徒一人ひとりに、学ぶ喜びを体得させつつ、学力の向上と個性の伸長を図り、希望の進路を実現できる能力を身につける指導の充実に取り組んでいる。
- ・ この両校の取り組みを発展させる形で統合整備して、生徒一人ひとりが興味・関心、能力・適性、進路希望等に基づき学習内容を選択することを通して、主体的に学習する姿勢や創造的な個性、進路実現の力をはぐくむ普通科の全日制単位制高校を設置する。
- ・ 新しい全日制単位制高校学校は、交通の利便性から、現島上高校の校地校舎を使用する。

この選定理由に対する資料として以下の表（抜粋）が掲載されている。

【資料】普通科の府立高等学校と平均募集学級数（抜粋）

(1) 第2学区

	東淀川区	茨木市	吹田市	高槻市	摂津市	島本町
府立高校数(普通科)	1	5	5	7	2	1
13年度平均募集学級数	7.0	8.0	8.0	7.0	7.5	7.0
15年度平均募集学級数	7.0	7.6	7.0	6.4	7.0	7.0

(注1) 「平均募集学級数」は、普通科(併置する専門学科、普通科総合選択制をふくむ。)
「15年度募集学級数」は推計値。

参考のため、2000年度における対象校の選定理由も以下にあげ、私の批判を述べる。

1. 対象校の選定理由（第5学区）

- ・ 第5学区では、学校の小規模化が進む八尾市において統合整備を実施する。
- ・ 八尾市内において、特色づくりへの取り組み実績、特色ある学校の地域バランス、志願状況、地域的な近接生、交通の利便性、施設状況等の客観的条件を総合的に判断して、八尾東高校と八尾南高校を統合整備の対象とする。
- ・ 八尾東高校は、体育コースを設けるほか海外語学研修を実施するなど英語教育の充実に取り組んでいる。又地域を対象に自主開放講座を実施するなど地域社会との連携に取り組んでいる。
- ・ 八尾南高校は、生徒の進路希望に対応したきめ細かなカリキュラム編成の工夫を行うとともに、「総合的な学習の時間」を先行実施して、生徒一人ひとりの興味・関心に即したきめ細かな指導の充実に取り組んでいる。また、基本的な生活習慣を大切に生徒指導を通して、地域に信頼される学校づくりを行っている。
- ・ この両校の取組みを発展させる形で統合整備して、地域に根ざし、生徒一人ひとりの基礎学力の充実と進路実現の充実をはぐくむ普通科総合選択制を設置する。
- ・ 新しい普通科総合選択制の学校は、交通の利便性、校地校舎の状況から、現八尾東高等学校の校地校舎とする。

(1) たった15行の「選定理由」に見る重大な問題点

私は、当時この二つの文章を読んで愕然としたことを覚えている。なぜなら、このような「作文」は、大阪府の同一学区で同一市内にあるどの二つの府立高等学校を統合整備する場合にも簡単に作成・適用できるからである。とくにひどいのは、第2点目の文章中の「客観的状況を総合的に判断して」というくだりである。後で述べるようにこの文章は全く中身のない空疎なものである。また、社会的に非常に影響のおおきい府立高等学校の「統合整備」の理由が中身のないたった14～15行の文章でしか書かれておらず、しかも以下に述べるように全く非論理的であるので、少しでも「自分の頭で物事を考える」習慣のある人なら誰でも、このような文章を読めば「これでいいのだろうか」と疑問を感じるであろう。

廃校とされる高槻南高校の生徒・保護者、教職員、同窓生、高槻市関係者に対しても、廃校

理由はこの程度の説明にとどまっているのである。問題はそれだけではない。70年代に新設された高校の中で最も学校づくりに成功した高校 府教育委員が言ったように「府立高校の象徴的存在」とされるまでに発展し、多くの生徒たちや府民に信頼され、愛されてきた高槻南高校を廃校するというこの計画は、数十億円もする府有財産の処分につながるきわめて社会的に重大な影響を持つ行政処分なのである。地域、及び高槻市行政に対する影響は極めて大きい。

それにもかかわらず、その2001年8月30日の計画案決定に至るまで、被告らは、学校関係者、市長・市当局者に対して、このたった15行程度の説明すら、事前に行なっていないのである。この事実は、府教育委員会議での網倉尚武教育監らの発言によって確認される。

さらに重大なことには、単位制高校構想を当初から持ってきた統廃合の相手校である島上高校の学校関係者、OB府議会議員とは、平成11年頃より、綿密な打ち合わせや情報交換、意向打診を行なって、この計画案を決定しているのである。当初から、利害当事者である高槻南高校関係者は、排除され差別的な扱いを受けてきたのである。

(2) 「選定理由」と選定根拠が崩れる被告らの「基礎資料」

1) このようなものが【資料】としての価値をもつのであろうかという問題がある。

【資料】としてあげられている表についても、例えば「平成15年度の募集学級数の推計値」が、どのようにして算出されたのかについては全く明らかにされていない。

当時、私が自分で調べ考えた資料を別紙資料としてあげておくが、このように基礎資料を調べて作成し少し冷静に考えてみるだけでも、上の「対象校の選定理由」はもろくも崩れ去ってしまう。

私は数学科の教員であるから、この選定理由の文章を読むといろいろと考えさせられることが多い。その論理展開は、きわめて単純で、「資料を見ると、高槻市の15年度の平均募集学級数は6.4となっており各行政区の中では一番低い。よって、高槻市において統合整備を実施する。」というものである。これを、論理的に分析してみよう。

大切なことは

ア) 前提条件(仮定) 上の資料が正しい。(資料としての意味を持つ。)

ということである。その上で上の文章は

イ) 学校の小規模化が進む行政区において、統合整備を実施する。

ウ) 高槻市の15年度の平均募集学級数は6.4となっており各行政区の中では一番低い。

エ) 結論 高槻市において統合整備を実施する。

というふうに単純な三段論法を用いて結論を出している。

1) 最初に、この場合、「上の資料は『資料』としての意味を持つか。」ということが検討されねばならない。

ところが、集学級数は府教委が決めることなので、統合整備の対象としたい行政区の募集学級数を意図的、恣意的に減らすことが可能である。15年度の募集学級数の平均はいくらでも操作することができる。(この場合、別紙資料から明らかなように摂津市と島本町の平均募集学級数が過大である。これは同一行政区で1ないし2校しか府立高校がないところは統廃合の対象からははずすという方針(*注1)なので、本来ならもっと低い数字にしても何ら差し支えないのであるが、高槻市の平均募集学級数を低く見せるためにそれでは具合が悪いので両方とも7にしてある。)したがって、上の資料は資料としての価値を全く持たない。すなわち、前提条件(仮定)が成り立たない。また、府教委自身の募集学級資料によれば、2002年度の大

阪府の府立高校の平均募集学級数は 6.4 となっており、高槻市が同程度であり府立高校平均であることも指摘しておこう。

2) 次に「イ」学校の小規模化が進む行政区において、統合整備を実施する。」という基準の問題点について検討してみよう。

高等学校の募集は各行政区ごとに行われているわけではなく、各学区単位で行われている。したがって、仮に高槻市の中学卒業生の人数が他の行政区のそれと比較して少ないとしても、それを理由に高槻市で統合整備を行う理由にはならない(注2)。第2学区全体としての募集定員、募集学級数、志願者数の推移などの資料をもとにして、統合整備する必要があるのかどうかを検討すべきである。従って、立論と計画策定の前提が、そもそも間違っているのである。また、各学校の志願者、入学者の各行政区別割合などの資料を細かく検討することも必要であろう。

ちなみに、過去5年間の高槻南高等学校に入学する生徒に対する高槻市立および茨木市立中学校卒業生の割合は、それぞれ 55.9%~73.6%、24.3%~40.9%である。

したがって、1) 2) に述べたことから、被告らの上のウ) エ) も客観的根拠とはなり得ない。ゆえに、「高槻市において統合整備をする」という結論は成り立たない。

たった、これだけの検討から府教委の選定理由は、理由とは成り得ないことが客観的に明らかになった。したがって数学的論理的に考えれば、それ以下の文章は全く意味を持たない。

以上で、高槻南高校を廃校にすることの前提条件が、全く成立しないことが明らかになったが、さらにこの選定理由と本件廃校処分が、いかに非常識きわまりないものであるかを、「選定理由」の第2点目以降の文章についても批判検討して後述する。

3) 上述の注1、注2について説明と被告ら基準の変更問題

(注1) でふれなければならないのは、「特色ある学校づくりの対象校の選定」の第1期の「考え方」についてである。これは、被告ら答弁書13頁に、上記の「(a) 対象校となる通学区域および統合時期の選定」の他、「(b) 対象となる学校の所在市町村の選定」として以下挙げている。この規準に大きな問題があったのである。

- i 対象校の選定にあたっては同一市町村内の学校を組み合わせるものとする。
- ii 普通科の府立高校の設置数が1ないし2校の市町村は統合整備の対象としない。
- iii 生徒減少の進行により普通科1校あたりの平均募集学級数(専門学科が併置されている学校については普通科と専門学科を合わせた募集学級数で算出)の少ない市町村を対象とする。
- iv 市町村ごとに、公立中学校卒業生数に対する府立高校の募集人員の割合を比較し、その割合の大きい市町村を対象とする。
- v 生徒のニーズや交通の利便性を勘案して、当該通学区の広範囲な地域から生徒が入学している市町村は、後順位とする。

以上であるが、この基準には、統合整備対象の選定基準として、学区制を前提とした府立高校の高校配置を、その中の一つの行政区だけを取り出して選定するという問題があり、当初から府立高校関係者の間では、「前提が間違っている」といわれ続けてきた。原告らも厳しくその問題点を批判してきた。

このような中で、上の基準は、2003年11月25日の大阪府教育委員会会議における府教育委員会会議における「府立高等学校特色づくり・再編整備計画(全体計画)」の決定によって、以下の様に是正される事にいった。

「第一期計画の前提」を改め、あらたな基準＝「市町村を超えた統合を実施する」として、「府立高校の設置数が2校以上の市町村を対象とする」、「通学区域内の隣接する2つの市町村の地域を対象とする」を前提基準とする決定を行なったのである。

しかし、この基準変更は、高槻南高校のような優良校の廃校という理不尽な結果と行政訴訟をまねき、再編整備計画の硬直化要因となった自らの政策基準の修正であり、世論の批判への対応策でもある。然し、これは教育権を部分的に制約する選抜学区制度のもとでの府立高校配置を、行政の恣意的裁量で頻繁に変更するという重大な問題への局部的な対応策でしかなく、問題は今ものこっている。この基準による、本件廃校処分も撤回・是正されていない。

4) 佐々木敏彦参事の回答にみる算出方法の欠陥と本件処分の不当性

上記の点に関連して、2001年11月3日に行われた府教委による高槻南高校保護者への説明会において私が行った質問と、それに対する佐々木敏彦氏の回答を以下にあげる。

被告らの根拠にならない算出方法と私の批判

浜本 「 行政区単位で公立中学卒業生の人数を考え、学校の小規模化が進んだ高槻市で統合整備を行うというが、行政区単位の中学卒業生の人数を基準にするなら、どうしてその人数に応じて比例配分しないのか。第2学区での募集学級数はどのようにして決めたのか。他の学区(特に第4、第5学区)と比較してみるとなぜ高槻市なのかが分からない。平均募集学級数をもっと低い地域があるのに今なぜ急いで高槻市で統合整備するのか。第6学区で当初の予定(改編1校、統合1組)を変更し「改編2校」に変更した理由は何か。」

佐々木 「 について 生徒数急増期に学校を新設していった。その過程におけるいろいろな状況の中で(各行政区ごとに見ると)バランスを欠く府立高校の配置となっている。幸いに学区単位となっているので行政区をまたがって通学が可能である。したがって、同じ比率での配分はしていない。第2学区全体での募集学級数を計算すると(平成13年度と平成15年度を比較すると)12学級減となる。そこで、どの行政区も均等に募集学級数を落としていくと、茨木市で3クラス減、吹田市で4クラス減、高槻市で4クラス減、摂津市で1クラス減となる。一番募集学級数の小さなところが対象となり、行政区において1~2しか府立高校がないところは対象としない。そういうところでは突然普通科がなくなり、地元中学生の進路指導が混乱する。**現状をベースに可能な限り均等に(減らしていくことに)する。」**

ここで、重要な点は、片方で「各行政区ごとに見るとバランスを欠く府立高校の配置となってい

るが、幸い学区単位となっているので**行政区をまたがって通学が可能である。したがって、公立中学卒業生の数に比例して配分はしていない**」と言っていることである。すなわち、**募集学級数を決める基準が極めてあいまいであり、行政の恣意的な操作が可能であるという点である**。そして「行政区をまたがって通学が可能である。」といいながら、もう一方で「どの行政区も**均等に募集学級数を落とす**ていく。(つまり、募集学級数は公立中学卒業生数を基準に考える)という。」

ところが、その中身たるや基本的な算出方法に重大な欠陥がある。その点について佐々木氏は10月26日の同窓会向けの説明会で次のように説明している。

佐々木 「公立中学卒業生の人数と募集学級数の資料について提示させていただく。

	平成 13 年度(A)	平成 15 年度(B)	人数の増減	募集学級数の増減
吹田市	3,290 人	2,970 人	320 人	5
高槻市	3,370 人	3,110 人	260 人	4
茨木市	2,600 人	2,430 人	170 人	2
摂津市	810 人	740 人	70 人	- 1
島本町	370 人	330 人	40 人	0

私も含め多くの学校関係者は、この説明を聞いて唖然とした。算数・数学が全く分かっていないからである。人口増加がある時期、ほぼ指数関数的な変化をすることは高校で人口問題を学習するときに教わる基本的な事実である。日本の場合も例外でなくつい最近まで指数関数的な変化をしてきた。府教委が2001年9月に高槻市で配布した「高槻市に『全日制単位制』高校が生まれます。」というリーフレットにある

公立中学卒業生数のグラフをみれば1988年をピークに指数関数的に減少していることが読み取れる。このような場合、「現状をベースに可能な限り**均等に募集学級数を減らしていく**」というのであれば上のような引き算をするのではなく、この例でいえば、B/Aの比率を考えて計算するのが数学的常識というものである。(比例配分と現状を加味して私が募集学級数を試算したものは別紙の表にありますので参照してください。)島本町は10%以上減っていて高槻市より減り方は激しくなる。このような算出方法であればほとんど島本町で募集学級数は減らないだろう。

「最初に結論ありき」の被告ら主張の不当性を証明するもの

それともう一点非常に狡猾過ぎると思ったのは、大阪府下で募集学級を減らしていくときに教育困難を抱えている学校に対しては、1学年6学級ぐらいにして教職員の目が行き届くような配慮をしてきたはずなのに、困難を抱えている鳥飼高校と島本高校は絶対に6クラス募集にしないのである。なぜならば、そうすると別紙の表のように、高槻市での平均募集学級数6.4と似たりよったりか島本町の場合はもっと低い数値になり一般向けに説得力がなくなるからである。こうして数値の操作をしてでも、「何が何でも高槻市で統合整備したい」のである。

つまり、最初に「結論ありき」でありそれにあれこれもっともらしい理由を後でつけているだけなのである。数学の試験の証明問題で、証明の最初に証明すべき結論や等式を、何の断りもなしに書けばその証明は証明になっていないので当然0点となる。いわば、上記の選定理由は全く理由にもなっておらず、数学を学び教えている私の立場から見れば0点の答案である。

さらに佐々木氏は、私の質問の と について次のように答えている。

佐々木 「第4学区、第5学区は平成11年ですすでに(府教委作成の基準指数)ですすでに100を割り込んでおり、かなり学校の小規模化が進んでいた。まず、これを解消し適正規模にするというこ

とで、第4、第5学区で統合整備を行った。統合により学校の小規模化が下げ止まり、少ないところばかり行くとその学区の中学生の進路に困難が増えるので、(今は)お休みをしている状態。**生徒減少のあまり進んでいないところでの特色ある学校づくりがない**というのは第1～第9学区までのバランスを欠くことになるので、統合をしても中学生の進路関係に支障がないだろうと見こんで検討した結果、第2学区で統合整備を行うこととした。また、6学区で統合を止めた理由は、**住之江高校では10年間定員割れを起こしており、学校改革が取り組まれ府教委も参加して将来構想委員会も作って検討を進めたが今の普通科のままでは改革が難しいだろうということになり、昼間定時制に改編するという結論に達した。第6学区ではその結果全日制普通科高校がひとつ減る。その上もう1校減らすのはどうかということで単独改編ということになった。**

つまり、**全府下的に見れば第2学区はまだそれほど学校の小規模化が進んでいないということなのである。したがって、あれだけの大規模な高槻南高校廃校反対運動が起こったのだから、もう2、3年待つなど計画を変更する余地は十分にあったのである。**(島上高校の単独改編という選択肢も十分有り得たのである。)ところが、「府民のニーズがある」とか「教育改革には、一刻の待ったも許されない。」などという主観的な理由で統廃合が強行されたのである。

また、片方で10年間も定員割れを起こしている学校が昼間定時制のクリエイティブスクールに改編され、もう一方で中途退学も府下最小クラスで、**部活動や学校行事の盛んな高槻南高校**が廃校になるというのは、「高校の統廃合はある程度やむを得ない」と思っている多くの人々にとっても全く衝撃的な事件だったのである。

府教委自身の計画性変更によってもたらされた高槻市の状況

「再編整備第1期実施計画」は通学区域の選定として、学校の小規模化が進んでいる地域を選ばし、募集学級数が基準学級数を下回る割合の大きい通学区域から統合整備に着手するとしている。

上記の府教委資料によれば、第2学区内の1校あたりの平均学級数は7.0であるのに対し、高槻市は6.4学級にとどまる。高槻、茨木をのぞく行政区では7.0できれいに数字がそろえられている。これも詐術的・計画的数字であることが、後述する府教委文書によって明らかになる。

しかし、府教委資料を前提としても、7.0という数字は、島上高校の分校として存在した大冠分校が、平成6年に単独の高校として分離独立したという事情からきているにすぎない。

もともと、府教委では生徒減少期には、島上高校と大冠校とを統合して、島上高校本校を移転して、大冠校校舎に再編統合するという計画をもっていた。これが実現しておれば、平成13年度の平均募集学級数でみると、高槻市は1校あたり8.2学級となり、第2学区のどこよりも多い学級数となっていた。様々な背景があったとは言え、この計画を変更して大冠分校を独立校化させたため、1校あたりの学級数が減少したのである。

生徒数の減少により平均募集学級数が減少したのではなく、自らの政策変更によりこのような状況を生み出しておいて、それを学校の小規模化が進んでいるという理由にすることは許されない。

大冠校が、生徒減少期には島上高校と統合して、高槻市内地域の学級数の減少に対応しようという計画で作られたという経緯については、当時、島上高校大冠校問題にかかわった高槻市議会の関係者(元議長)が、高槻南高校廃校案決定(2001年11月16日)直後の2001年12月高槻市議会で、市当局にこの歴史的経緯をただし、府計画の見直しを求めている事実もある。また島上高校「島上50年史」(平成12年)上(84頁)に於いて、「大冠校独立 分校問題決着1995(H7).4」と題して、当時の大冠校校長がその経過を詳しく記述している。このような経緯と事実は、多くの関係者共通の認識であった。だから同校は、島上高校大冠校として開設したのである。被告らは、準備書面(1)で、虚偽の事実を申し立てて、この事実を否定している。

この大冠校と高槻南高校は、府教委資料「高槻市内7校の状況」によれば、同じ高槻市内南部に位置し、島上高校とは、直線距離にしてわずか600メートルしか差異がないのである。距離的にも差異がなく、元々兄弟校であった学校をさけて、あえて全く中途退学問題（甲第18号証）一つとっても対極にある高槻南高校を不意打ち的に統廃合の対象校となし、廃校とする決定を為したことは、すべての教育関係者にとって驚愕としかいいようのないものであった。」

次で述べる甲第18号証の府教委「検討課題と考え方」に、この説明のつかない暗部の理由と再編統合の創作シナリオが浮き上がってくるのである。

甲第18号証の府教委「検討課題と考え方」にみる再編統合の創作シナリオ

2ヵ月半で16万人の反対署名という、高槻市を中心とする2学区住民の高槻南高校廃校という計画案へ反対世論は、日本の近代教育史上例のないものである。

如何に理不尽な計画案であったかが理解できる。でこの本件処分に深く関与した佐々木敏彦参事らの「最初に結論ありき」の主張の不当性を証明するものだと言ったが、これを裏付ける被告らの資料が最近入手され、私も実際にその多岐にわたる資料類を読ませてもらった。府教育委員会は、国民・府民の付託を受けて公教育に責任を持つ教育行政機関としての資格を完全に疑わせる考え方と姿勢がその資料にははっきりと読み取れたからである。

その資料は、原告ら提出の甲第18号証の府教委「検討課題と考え方」である。ここで書かれている府教育委員会の高槻地域における再編統合劇の創作シナリオのプロットを確認してみたい。この中には、「2学区の対象校」として、進学型（三島）、多様化型（芥川）と明記され、その評価が以下のように書かれていた。

	新校に対する評価	既存校存置に対する期待	反対運動
進学型（三島）	?	x	大
多様化型（芥川）	x		小

さらに、あたかも当然のことのように学校システムが、「単位制高校」として、挙げられており、「進学対応か多様化対応か 学区におけるニーズ判断が重要」「判断を誤ると反対運動が市民運動化する土壌」と警戒すべき注意点が書かれているのである。ここでは、上記の住之江高校問題の対策も書かれている。島上高校の単位制高校構想を府立高校廃校リストに活用する計画は、すでに自明であった。

この文書の2に「選定にあたって、整理すべき課題」という項目がある。これは、施策実現に、重要な課題ということの意味する。この中の「2学区の学級減状況」という項目がある。以下紹介する。

2学区の学級減状況

- ・12年度募集学級状況からは、「学校の小規模化が進んでいる」との理由は使えない。

対応1 実施年度を繰り下げる 地元職員対策は可能か？

対応2 「14年度募集学級数見込み数」を判断基準として使う。すべての通学区においてデータを出して論理破綻をきたさないよう検証する必要あり。（この後に上述の2学区の対象校が続く）

事実、ここに示すように、当初、島上高校の単位制高校は、第1期1年次から実現すると期待されていた。具体的な構想が学校側から府教育委員会に示され、学校の受け入れ態勢が整っていたか

らである。しかし、実際の経過は、対応1のように「実施年度を繰り下げ」られたのである。単位制高校設立を口実に、もう一つの府立高校をリストラ廃校にするという意図を持つ、府教委には府教委のそれなりの口実が必要だったのである。ここで言う「地元議員対策は可能か？」という記述に関しては、同じ文書に、島上高校出身の府議会議員の名前がメモで記されており、その意向が検討されたと推測できるものとなっている。

対応2を見れば、統廃合を先に決めていて、とにかく「すべての通学区域においてデータを出して論理破綻をきたさないよう」にして置かなければならない、という本末転倒の行政決定手法が明らかである。

それだけではない。この中の4 地元対策の中では、地元要望という項目がある。府教委が好んで言う「府民のニーズ」ということに関連する項目である。ここで高槻について府教委は、以下の様に記している。

地元対策

- ・2年次以降は、特色づくりの積極的必然性が弱い。

高槻：生徒減少が公表時点では進んでいない。

次に、「特色づくり」のニーズもない、「高槻市での生徒減少も進んでいない」ということを認識しながら、統廃合の口実作りを、府教委は、以下の様に提案するのである。

地元自治体からの「積極誘致型」の要望が必要

とした上で、その「要望でっち」の手法として、以下の様に提案しているのである。

手法

- ・地元府議を核として勉強会等を行い下地づくり
- ・市教委が公式に「フォーラム」等を開催し、条件整備
- ・地元市議へは、府議を通じて情報提供して滲み出し、条件整備後、市教委が根回し。
- ・府議、市教委へのアプローチ順は、信頼度によっても変更もあり。

被告ら「選定理由」と廃校処分の違法性・不当性を証明するもの

甲第18号証の府教委「検討課題と考え方」

甲第18号証の府教委「検討課題と考え方」は、私、及び原告訴状と準備書面が主張してきた事実とすべての経過を、以下の様に明確に被告ら自身の文書によって裏付けるものである。

イ．高槻地域における「特色づくりの必然性」が弱かった事実と、その事実をカモフラージュするために、架空のニーズを作り出そうとしたこと。

ロ．島上高校を単位制に改変するという案を前提に、統合の対象校を選定する作業を進めながら、「生徒減少が現時点では進んでいない」という事実をカバーする口実作りを全力を挙げていたという経過。

ハ．被告らが、これらの工作や創作、口実のでっち上げを、地元出身、あるいは対象高校OB府議会議員を使ってやるという計画を立案して実行した経過。被告らが、府議会議員を通じて地元市議会議員工作や市教委工作をやっていた事実。

ニ．この文書の中には、統合し廃校とされる学校の教育活動と教育課程、生徒や父母、教職員同窓生への対応などには、一切触れられていないという事実。これらの欠落は、教育改革を語りながら、実は被告らがめざす教育改善は、まやかしであることを証明している。事実、この文書の「5 PR戦略」には、以下の様に書かれている。

情報浸透

- ・「20校つぶし反対」の方が浸透

(反対運動)
単純でわかりやすい
責任が明確(行政が悪い)
物量面でも優位

(府教委説明)
理屈っぽい(嘘の匂いが付き纏う)
これまでの教育行政の責任を棚上げ
関係者に限定されている

PR戦略の充実が必要

実に率直な文書と表現である。「理屈っぽい(嘘の匂いが付き纏う)」「これまでの教育行政の責任を棚上げ」、すべて原告側主張を裏付ける自らの再編整備と「府教委説明」への評価である。

問題は、こういう評価をしながら、さらにこの虚構とごまかしをPR戦術や、地元府議会議を活用した府民ニーズのでっち上げや「生徒減少のデータ捏造」に狂奔し、それらを創り上げて、優良校である高槻南高校まで廃校にするという2学区のすべての府民があきれ愕くような暴挙を、霜と府議会議員の圧力と同意を頼みに平然として実行したことである。これらの事実が、関係者の証言や噂だけでなく、このようにはっきりと府教委自身の文書からは裏付けられた。

甲第18号証の府教委「検討課題と考え方」 論理破綻をきたさないよう検証=操作 ア. 「適正規模の確保」という数字の操作

第18号証の府教委「検討課題と考え方」にある「論理破綻をきたさないようデータを検証する必要」というのは、データの操作のことである。いわゆる、結論に合わせてデータを操作することである。

被告らは、再編整備の基本理念の中で、「大幅な生徒減少による学校の小規模化が続く中で、統合整備によって高校としての適正規模を確保し、活力ある学校づくりを進めること」としているが、以下「適正規模の確保」について、その問題点と不当性にふれる。

被告らの挙げる「適正規模の確保」という理由は、その「適正規模」に全く根拠がなく、府立高校を統廃合するための根拠数字を算出するために作り出されたものである。

教育改革プログラムは、普通科高校における標準学級数を異常に高い水準(学年8学級)に置き、これを下回る学校は、「小規模校で学校運営上様々な問題を起こす」として、統廃合の対象にしようとしている。然しながら、学年8学級が適正規模であるとの科学的根拠は何もない。事実、全国的に各県の学校教育審議会等の資料をそれぞれ比較検討すると、東京都の標準学級数は6学級であり、茨城県では1学年4学級が適正規模の下限とされている。徳島県では1学年6学級未満、広島県や鹿児島県では4学級未満、宮城県・石川県・長崎県では3学級未満、北海道・青森県・山形県では2学級未満、長野県では「3学級未満」を1998年6月、「2学級未満」に適正規模の下限を改めている。

このように、各県では、生徒数や学級数に一定の下限を設け、それを下回った学校を統廃合対象にするという手法がとられているが、適正規模とその下限は、各県かなりの幅で異なり、各都道府県教育委員会が主張している「適正規模」なるものは、統廃合を合理化する意図のもとに便宜的に決められたものである。しかし、大阪に於ける様に、全国的に見て異常に高い普通科8学級規模という基準を設けているところは、上記では見られない。

事実、被告らは、「特色ある学校作り」を口実として、平成14年度の大阪府立高校の平均学級数が6.4学級であるにもかかわらず、府立高校の現在の平均学級数を大きく超える学年8学級を基準として、計算上の空き教室を作り上げ、それを持って統廃合の理由としているのである。生徒減少期にもかかわらず40人学級を固定化し、小規模学校運営を可能にする条件をすべて否

定して、府立高校統廃合を強行する被告らの教育リストラ施策は、きわめて恣意的で根拠のないものである。

府教育委員会事務局は、高槻南高校の廃校に伴う「収容率の低下には、増学級で対応する」と原告らの批判に答えているが、「増学級対応」というなら、中卒生徒の減少には、どうして減学級や生徒定数を35名、30名にして対応することができないか、甚だ疑問である。

最近の定数法の改正では、各自治体の裁量で定数改善が出来るように法改正がなされ、義務制では35名・30名学級が多数実現している。欧米先進国などの学級数では20人学級ということが珍しくない状況の中で、日本の高校が、被告らの想定するように10年先も、20年先も40人学級のままであるということは考えられない。今ある高校を廃校にしていれば、学級定数が減少したときには、またあたらしい学校が近い将来必要になるのは目に見えている。

教育改革プログラムでは「昭和62年度の147,907人をピークに公立中学校卒業生数が減少に転じ、平成10年度には、88,945人（ピーク時の60.1%）となった。この減少傾向は、今後もさらに続き、平成20年度には7万人を割り、ピーク時の50%を下回るものと予測される。」とした上で、「小規模化がもたらす学校運営上のさまざまな課題への対応や施設等の有効活用という観点を踏まえ、府立高等学校の再編整備を推進することが大きな課題になっている。」としている。

しかし、これも募集学級規模では、標準の数字を作為的に高く設定し、学級定員でも、30名、25名とすべきところを、40名学級と高く固定化して40人学級を固定化して計画を立てるという、21世紀の教育改革にはふさわしくないものである。さらに、この計画の前提として、普通科高校で学年8学級規模を下回る学校は、「小規模校で、学校運営上様々な問題」を起こすということを挙げており、被告らのそれは全く根拠のない特異な教育観・学校論である。

学級定数に関して言えば、昭和62年（1987）のピーク時には、学級定数が48人という詰め込み学級で対応した。これが4年間続き、高槻市内公立中学校卒業生数も、「昭和62年約6,600人から、平成13年約4,400人とピーク時の50.8%になる」と、統廃合の理由に挙げられている。しかし、ピーク時には、大阪府下の普通科高校は、学級定員48人、総学級数36学級という受け入れ態勢を余儀なくされたのである。これはまさに異常な水準であり、これを基準として、「中卒数が半減するから府立高校を廃校にするのが当然である」という言い分は、通用するものではない。

大阪においては、生徒数を半減して、はじめて教育条件が普通になるのである。ピーク時半減の24名定員にすれば全く問題にならないし、既に義務制で実態として実現されている30名学級規模でも、習熟度別学級編成や選択教科の導入という特色ある現行教育課程のもとでは、まったく過剰学校・教室は生じない。

このような施策展開をまったく怠って、貴重な府有財産を売り払うなどは、自らの失政による府政運営の負債を府民と子どもたちに押し付けるものであり、到底認められない。

国立教育政策研究所が、平成14年3月に発表した「学級規模に関する調査研究」という本格的な研究成果がある。同研究所のホームページで検索閲覧することができる。この中で、小・中学校の「学校規模に関するまとめ」と考察があり、「管理運営上適正な教員数」「児童・生徒の把握に関する適正な標準規模」「父母とのコミュニケーションの観点から見た適正な児童・生徒数」「管理・運営から見た適正な学級数・児童・生徒数」に関する調査結果がまとめられている。高校に援用できる調査結果では、「学級数が全体で12学級、生徒数が375名」とされている。さらに、これらの結果の上に、「適正な学校規模に関して目的や場合に応じて様々な適正な児童・生徒数と学級数が挙げられている」ものの、「ある学級(学校)規模を適正とする主張が難しいことを示している。」と結論付けている。

被告らの主張する、「適正規模」論は、このように実践的な調査研究の成果に照らしても何ら根拠

のないものであり、国際的に見ても、欧米先進諸国の実例と成果を否定するきわめて特異で非常識なものである。

公立高等学校の「適正規模」とは、元来、「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」にうたうように都道府県に対して、「高等学校教育の普及及び機会均等を図るため」(同法律第4条)に求めたものであり、生徒を締め出す趣旨ではない。しかし、大阪府では、近年の府立高校統廃合によって、毎年7千人から8千人の高校生が公立高校から締め出されている。大阪府は、この法の趣旨とは、逆の立場で、「適正配置」政策を推進しているものであり、教育行政の責務を放棄しているといわなければならない。

1973年に文部省は各都道府県教育委員会に「公立小・中学校の統廃合について(通達)」を出している。これは、当然高校にも援用される。この中で、「……学校規模を重視するあまり無理な学校統廃合を行ない、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学に著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には、教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もある事に留意すること」「……学校のもつ地域的意義をも考へて、十分に地域住民の理解と協力をえて行なうよう努めること」などとしている。

被告らの「適正規模」論は、この文部省通達の趣旨さえも踏みにじっている。この行政処分は、まさに違法・不当である。

イ．教科学習や部活動をめぐる被告主張 = 「小規模論」の矛盾と混乱

さらにいえば、府立高校の小規模化について、被告ら自身が答弁書(12頁)において、「生徒減少による学校の小規模化を進むに任せていると、配置される教員数も減少し、生徒の興味・関心等に対応した多様な科目展開が困難となる。また、部活動や生徒会活動などに支障が生じ、学校としての活力が大きく低下することとなる。青年期にあつて、他者との関わりの中で社会性を養い、自我を確立するという、学業を修めるのと同様に重要な後期中等教育としての高等学校の機能が脆弱化していくことになる。」などと、府立高校統廃合の理由に仕立てていることは既に述べた。

しかしこう主張する一方で、高槻南高校が、廃校処分によって生徒募集が停止され、それによつてもたらされる「生徒減少による学校の小規模化」が、同校生徒の教科学習や、部活動や生徒会活動などに重大な支障をもたらしているとして訴えられると、被告らは、一転して、「生徒減少による学校の小規模化」によつて「そのような事態は生じていない」と抗弁するなど、その主張は論理矛盾の極みである。

以上見てきたように、府立高校再編整備の論拠とされている「適正配置」も、法的にも、教育的にも何ら正当性を持たないものである。被告側の主張には、何ら正当性がない。高槻南高校を廃校とする論拠も基本部分で崩れている。

このような何の根拠にもなりえない「基本理念」に基づく本件廃校処分は、全く詐術的であり違法である。

3．行政裁量権を著しく逸脱した本件廃校処分

この府教育委員会の文書は、本件処分の違法性・不当性を証明するばかりでなく、教育行政のあり方について、重大な問題を含んでいる。

教育行政は、本来、府民および行政が依拠すべきは日本国憲法であり、地方自治法であり、教育基本法である。法律による行政の原理とは、言うまでもなく行政が法律に基づき、法律に従がうことを要するという原理であり、すなわち、これは行政の恣意専断を防ぎ国民の権利と自由を

保障しようとするものだ。同時に、行政行為は、行政庁が恣意的に行うのではなく、法に基づいて行うことを要するのみならず、内容的に法に適合することを要するものである。また行政の運営は何よりも公正になされなければならないという「公正の原理」に根ざすものだ。行政行為が、法の具体化であり、法の執行であるとするならば、行政行為が有効に成立するためには、その主体、内容、手続、形式等のすべてについて法の定める要件に適合することが要請される。

これら成立要件のいずれかを欠く行政行為は、瑕疵ある行政行為として無効又は取り消しうるべきものとなり、完全な効力を生じることはいかなる。府教育委員会が言うように、形式的な手続や書類が整っていればいかなる決定でもできるということではない。

今日、政治家の介入や政治的な口利き疑惑などが、行政行為の立案・決定にかかわってひろく指摘される中で、外部の影響と結びついた裁量行政による行政の恣意専断を防ぎ国民の権利と自由を保障するシステム構築はきわめて重要である。

事実、平成14年6月1日から、鳥取県は、県議会以外の非公式な席で、県議から職員に要請や意見提言などがあつたばあい、内容を実名入りで公文書として残し、情報公開請求の対象にする方針を実施している。府議会議員と府職員の汚職による逮捕があい相次いでいる大阪府にあつても、行政行為の公正さと透明度を高め、腐敗防止を徹底するためにこのような行政姿勢と努力が求められる。

ところが府教育委員会においては、甲第18号証の府教委「検討課題と考え方」にみるように、積極的に府議会議員や市議会議員を、自己の何ら根拠のない恣意的な行政目的の為に活用する計画を謀議し、本件廃校処分に見られるように、被害・損害を受ける当事者たる生徒・父母、教職員・同窓生に何らの意向打診すらなすこともなく、一方では、相当以前から特定政治家に、積極的に情報提供を行なつて、政治的な介入や圧力を受ける条件を作り出していたのである。

地方自治法で地方公共団体の役割についてこう定められている。

「地方公共団体は、住民の福祉の増進をはかることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」

これによれば、行政行為は、本来的に私益のためではなく、公益を実現するために自主的な判断と計画によって実施することによってすべての住民福祉に貢献するものでなければなりません。

従がつて、いかなる行政行為(処分)も、事実の認定・評価の過誤、目的違背、恣意または不正な動機、適正考慮義務違反、平等原則・比例原則・信義則への違背、等々の行政裁量権の逸脱があつてはならない。

行政機関が、法令の規定によっては明確にされていない部分があることを恣意的に活用して、行政の個別具体的な決定・活動に際して、その自己の判断によりかかる曖昧な部分を補充することにより、個別具体の決定や活動を為しうると見なして、いわゆる行政裁量権を行使する場合がある。しかし、こうした行政の自由な判断の余地は、法令の規定に曖昧さがある場合に常に承認されるわけではない。なぜなら、法令の規定に一見曖昧さがある場合でも、法令の趣旨目的にそつた合理的な法解釈あるいは憲法や法の一般原則に従つた法解釈により、法令上の不明確な部分の意味補充を為しうる場合があるからだ。

現代の行政作用の中に、政策的・政治的決断を要するものや高度の専門技術的判断の要請から行政裁量の余地が認められる必要があるとしても、この甲第18号証の府教委「検討課題と考え方」に見られるような、地元府議会議員や市議会議員、市教育委員会に対するこのような謀略的な対応と事故の政策に沿う要望のでっち上げ工作は、何ら「政策的・政治的決断を要するものや高度の専門技術的判断の要請からくる行政裁量の余地が認められる」ものとは見なすことができない。

行政の裁量権は、公益目的のよりよき実現をめざし、可能な限り好ましい方向に行使されるために、法律上の規定と趣旨によって認められた権限でなければならず、これは可能な限り合理的な結果をもたらす方向へ行使されるべきものと行政法理、および判例研究の立場からは指摘されているからだ。

私は、このような謀略的な計画文書にも基づく、本件廃校処分は、著しく違法性が強く直ちに取り消されるべきであると考えます。

4. 教育委員会事務局・教育委員の怠慢と無責任

さらにその余の重要な問題について、本件行政行為(処分)が、上述してきたように、事実の認定・評価の過誤、目的違背、恣意または不正な動機、適正考慮義務違反、平等原則・比例原則・信義則への違背、等々の行政裁量権の明確な逸脱があったことを議論の前提として、さらにいかに不当な処分であるかを立証するために、以下に述べる。

まず、教育委員会事務局や教育委員の人たちが、どれだけ高槻南高校のことを何も理解していないかについて述べたい。

2001年11月16日、高槻南高校と島上高校の統廃合案が決められた教育委員会会議の議事録からまず引用しよう。(…以下の括弧はそれに対する私の批判である)

松永委員長職務代理者「高槻南は、公立高校健在なりの象徴の一つという思いがして、教育委員としてうれしく思う。」

…〔では、なぜ公立高校の象徴のような学校をつぶすのであろうか〕

松永「(中略)両校のよい点を結合し、その取り組みを新しい学校に引継ぎ発展させることで、これから入学する生徒に魅力ある学校を提供する統合方式をとったのである。この思いがどうして高槻南の関係者に伝わらないのか。」

…〔高槻南は十分魅力のある学校である。現場を見に来ていないし、生徒や保護者に会おうともしない。だから、こんなことを平然と言えるのであろうか〕

佐々木教育振興室参事「統合整備にあたっては、いずれの学校も歴史、伝統、教育実践を有しているので、どちらか一方の学校を廃校にするものではなく、両校の取り組み実績を組み合わせることで、新校づくりへと発展させていくべきもの。」

…〔教育課程は全く異なり、単位制という異なるシステムになり校名は変わり校地校舎を使わない。高槻南のよき校風・伝統が受け継がれる保障は全くない。これが廃校でなくていったい何なのか。PTA に対しての説明会で何度も『校長先生から高槻南の特色づくりの取り組みについてヒアリングをした』といいながら、それについての文書を情報公開請求すると教育委員会は『不存在です。』と答えるいい加減な対応。彼らに、高槻南の取り組み実績がわかっているとは到底思えない。〕

佐々木教育振興室参事「伝統というものはハードというよりもハードを背景とした人と人とのつながりの中でつくられる。毎年新生が入り卒業生が出ていく人の継続の中で作られるものであり(以下略)」

熊谷委員長「人から人へと引き継がれる流れが、統合整備されると「断たれる。」となってしまうのか理解できない。」

…〔2003年度高槻南に新生が入ってこないことは自明のこと。人と人とのつながり関わりをどうやって継続させるのか?同じ校地校舎で学校生活を送らないのに、人から人へどうやって引き継

げというのか？この段階（陳述者注 2003 年 4 月時点）でも府教委は何ら責任ある回答をしていない。高南の良き校風・伝統があつた広い校地・校舎・グラウンドで培われたものだということが全くわかっていないとしか思えない。]

津田委員「われわれは非常勤で他の仕事を持ちながらであり、自ら調べることができないので事務局で足を運んで調べ、客観的にやるよう指示し、計画を立ててきた。これまでも悩ましい働きかけがあつても、客観的にやってきたわけである。」

... [月に 1 回 1 時間から 2 時間の会議に出るだけで月 30 万円という報酬をもらい、しかも教育委員として重大な決定をするのだから、当然教育委員自らの目と足で調査して会議に臨むのが最低限の責務。また事務局の方で足を運んで調べたと言うが、事務局はいつ何回ぐらい高槻南のことを調査に来たのか？私の知る限りでは 2001 年の 5 月頃に 1 回来ただけである。もし違うというならそれを明らかにするべきである。また、客観的にというのなら、事務局の話ばかり聞かないで、生徒や保護者の意見も聞くのが当然ではないか]

井村委員「高槻南はクラブ活動が活発。クラブ活動についてもこうやって継続されるということを示し、不安材料を除くようにしてあげてほしい。」

佐藤副理事「両校でプロジェクトチームを設置するが、クラブ活動などを含め、両校でどのように繋いでいくかという課題について検討していく。」

... [プロジェクトチームでは『部活動の伝統をどのように引き継ぎ発展させるか』ということについてはほとんどまともな議論もされず、報告書にもそのことについてもまったくといっていいほど触れられていない。この発言は公約違反にあたる。]

さらに、私が驚いたのは 2002 年 12 月 24 日に行われた府高教と府教委で例年行われている教育長交渉の場での教育委員会の決まり切ったマニュアル通りの発言である。府高教からの「高校つぶしを直ちにやめよ」という要求に対して、府教委の担当者は次のように答えた。

府教委 「学校の小規模化が進むと、活発な学校行事や部活動ができなくなり、学校の活力が低下します。このため、生徒減少期を教育の質的向上の機会と捉え、特色づくりにあわせて再編整備します。」

それに対し私は発言の機会を与えられたので次のように意見を表明した。

浜本 「学校の小規模化でというが、学校の統廃合が決まった後も高槻南は元気です。今年度軟式野球部の全国大会出場を始め、ソフトテニス部、バドミントン部の近畿大会出場など大阪府の公立高校のなかでも部活動がきわめて活発な学校である。あなた方が今述べた理由に全く当てはまらない、そんな学校をなぜ廃校にするのか全く理解できない。本当に腹立たしい思いでいっぱいです。」

どうしてこのようにマニュアル通りの答えしか返ってこないのか。高槻南がその年、部活動で例年ない活躍をしていることは百も承知であるはずなのにこのような官僚的な答弁しかできないところに、現在の府教委の体質が端的に現れている。自分たちのやっていることが、現場の教職員や生徒・保護者の思いからいかにかけ離れたものであるかを全く認識していないのである。

また、彼らはよく「府民のニーズ」ということばを使い、自分たちの政策実行のために利用するのであるが、その実態は父母・府民の本当の願いからずいぶんかけ離れたものである。これも甲第

18号証の府教委「検討課題と考え方」をみて、そのでたらめさがよく分かった。

5. 教育課程から見た「高槻南教育」の特徴

高槻南高校では、2002年創立30周年を記念し「三十周年記念誌」を発行した。その中で、30周年記念誌刊行委員会の求めに応じ、教務部を代表して私が書いた文章があるのでその抜粋を紹介し、高槻南の教育課程の特徴を述べたい。

「本校の教育課程がどのような経過で決定されたかは知る由もないが、10周年や20周年記念誌に掲載された教育課程表を見ると、その基本的精神は現在にも受け継がれているように思う。それは一言で言えば、教育基本法第一条にあるように『人格の完成をめざし、平和的な国家および社会の形成者として（中略）自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成』ということにつきるであろう。」

ことばを変えていえば、この社会の主人公たるにふさわしい人間を育てるということである。

この教育課程は本校の

教育目標 豊かな知性と人間性を身につけた明朗な人格を養う。

教育方針 ・自主性を尊重し、健全な判断力と実践力を養う。

- ・個性の伸長と創造的精神を養う。
- ・教師と生徒との心のふれあいを深め、信頼と敬愛の人間関係を深くする。

に基づき編成されたもので、各教科の単位数を定めたいわゆるカリキュラムにとどまらず、学校がどのような生徒を育てるかを、教育課程表にはあまり表れないが教科外活動や生徒の自主的な活動も含め、全体として定めた学校の教育計画というべきものである。

「そのため、1,2年生ではすべての教科・科目にわたってバランスよく十分な学習時間が保障され、3年生においてはそれぞれの進路選択（広い意味での職業選択を含む）に応じて、週30時間の授業時間のうち15時間が選択教科・科目として構成されている。最近の高校の『多様化・特色づくり』の流れの中での、専門学科・総合学科、普通科総合選択制、単位制高校などの教育課程と比較してみればわかるように、いわゆる『古典的』な教育課程かもしれない。」

「また、教科外活動を含めた広い意味での教育課程（教育活動の全体計画）という点でいえば、高槻南高校は、生徒が毎年自主的に取り組む文化祭・体育祭、伝統ある部活動、活発な生徒会活動など、生徒の自主的な活動が大変充実している学校であるといえる。これが「自由でのびのびとした校風」とあいまって、生徒にとってはとても『楽しい学校』として機能してきた。それは、昨年『高槻南高校の廃校』問題に直面し、生徒たちが自分たち自身の気持ちをまっすぐに表現した『We Love 高南』ということばに非常によく表現されている。そして、昨年の『廃校反対運動』は、高槻南高校がいかにか『地域に根ざし、地域に育まれてきた学校』であったのか、『PTA・保護者・同窓生や旧職員に支えられて発展してきた学校』であったのかを、世間に証明するものであったかといえよう。」

6. 2001年度高槻市内府立高校の教育課程の特徴

被告ら本件処分理由の問題指摘

次に、2001年度高槻市内府立高校の教育課程の各校教育課程表の特徴と比較を行ない、被告ら本件処分の「選定理由」の根拠の不存在を証明したい。

阿武野高校 3年生で文、文、理数、看護、体育、福祉、教養、情報、文化芸術の9つの類型を設定している。全日制単位制高校または普通科総合選択制に最

も近い(あるいはそれにつながる)教育課程を設定しているのが特徴。学校設定科目は11科目ある。例えば類型の情報では「コンピューティング」を6単位履修できる。体育及び福祉では、「福祉一般」3単位を履修できる。また、全学年に総合的な学習の時間1単位を設けてある。2000年度には「産業社会と人間」という科目も設定されていた。3年生の文系で29科目の選択科目がある。

三島高校 2年生で科目の選択により理系、文系(理、文)に分かれる。3年生では4つの類型にA1・A2(理系)、B1・B2(文系)に分かれる。一番大きな特徴は、学校設定教科・科目が豊富なことで、学校設定科目では

国語 ... 古典の世界 社会 ... 異文化理解、アジア研究
数学 ... 数学演習B 理科 ... 総合科学
保健体育 ... ライフスポーツ 芸術 ... 実用書
外国語 ... 英語演習C

学校設定教科・科目では

音楽 ... ソルフェージュ 美術 ... ビジュアルデザイン
国際教養 ... 情報科学、国際理解、課題研究
芸能文化 ... 創作実習、ステージ表現、ステージ表現
教養 ... ハングル、ハングル

となっており、中でもステージ表現、ステージ表現、ハングル、ハングルは1年から3年まで希望者が履修することになっており、まさに単位制高校でよく見られる「複数の学年にまたがる科目が設定されそれを異なる学年の生徒が履修する」というパターンの科目が設定されていることは特筆されるべきことである。3年での選択科目は40科目以上ある。

島上高校 学校設定科目が全部で23科目もあり一番多い。2年生から学校設定科目の一部が履修できるようになっているところがその特徴といえる。確かにこれは単位制高校を志向した教育課程といえるだろう。学校設定科目では

国語 ... 古典の世界、基礎国語、現代文講読、表現演習
社会 ... 近代世界史、日本史演習、地域史探検
数学 ... 数学演習A、数学演習B、数学の常識、実用数学
理科 ... 生活科学、演習物理、演習化学、演習生物
保健体育 ... ライフスポーツ 芸術 ... 造形演習
外国語 ... 英語演習A、英語演習B、英語演習C、英語長文基礎演習、
英文読解、英文法演習

大冠高校 2年生から文理系、理数系の類型を設定しているのが特徴。学校設定科目は11科目ある。とりわけ学校設定教科として「総合」を設定し、その中の学校設定科目として「産業社会と人間」「情報基礎」をおいてあるのが他には見られない特徴であろう。

高槻北高校 2年生から型(文系)型(理系)に分かれる。3年生の型では選択科目群がA、B、Cの3つのグループから、型では選択科目群Dから、それぞれ指定された単位数を履修するようになっている。学校設定科目は3つ。

芥川高校 2年生から選択科目により文系、理系に分かれる。3年生の選択科目の選び方

については、だいたい高槻北高校とよく似ているが、選択科目の選び方によって一人一人の履修単位が30単位から32単位まで幅を持たせているところが特徴といえる。学校設定科目は10科目ある。3年生の文系で29科目の選択科目がある。

高槻南高校 学校設定科目は7つ。類型を設けず、3年生で自分の進路・興味・関心に応じて選択するようにしている。3年生での選択科目は34科目ほど用意されている。いわゆる「普通の」普通科高校である。

こうして、2001年度の教育課程表を比較してみると、客観的に見て高槻南高校および高槻北高校の教育課程が単位制高校からは、最もかけ離れた位置にある教育課程といえる。

教育委員会は保護者や同窓生に対する説明会の中で、「各校の取り組み実績を比較して、単位制高校を作っていく上でスタートラインが一步前へ出ている（あるいは土台が高い）高校の組み合わせを考えて、高槻南と島上を組み合わせるのがベストだと判断した。」と答えているが、どうしてそのような結論が出たのか、そのプロセスはほとんどといっていいほど明らかにされていない。

被告らの主張は、甲第18号証の府教委「検討課題と考え方」にみられるように、徹頭徹尾、虚構で塗り固められているのである。